

## 質問原稿（住宅セーフティーネット法改正）

始めに民間住宅を活用した公営住宅について伺います。

本年4月26日、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法の改正案が成立しました。

この法改正の目的は、民間の空き家等を活用した住宅セーフティーネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現することにあります。ポイントは地方公共団体が地域の住宅事情に応じた供給促進計画を策定した上で、民間の空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として県に登録し、その空き家に対する住宅の改修費の補助や家賃低廉化の取り組みと入居支援を行うことが可能になった点であります。

また、ここでいう住宅確保要配慮者とは、法に明記された低額所得者、被災者、高齢者、障害者等に加え、国土交通省令で定める外国人、東日本大震災の被災者、失業者、犯罪被害者、DV被害者等ですが、特筆すべきはその対象に子育て世帯や新婚世帯が含まれている点であります。

加えて制度創設の背景を申し上げますと、高齢者の単身世帯が今後10年で100万人増加すること。若年層の収入がピーク時の平成9年と比べて1割以上減少していること。ひとり親世帯の収入は夫婦世帯の収入に比べて約43%の収入しか確保できていないこと。高齢者や生活保護受給者は孤独死や家賃滞納リスクから約6割の大家が入居拒否感を持っていることなどが挙げられます。また新婚世帯や子育て世帯が対象となったのは、子どもを増やせない若年夫婦の、子どもを持たない理由の上位に家の狭さが挙げられている点や貸し手が子どもの騒音トラブルを懸念し入居を敬遠することなどが挙げられています。

こうした住居の確保に困難を生じる方が多くいながらも、総人口が減少していく中で公営住宅の大幅増は見込むことはできません。しかし一方で民間の空き家、空き室はこの10年で約160万戸増加するなど、今後も空き家の増加が予想されています。こうしたミスマッチを解消し、住居の確保と空き家の活用を図るという観点が今回の制度の主眼であると思えます。

また先ほど述べたように今回の対象は、高齢者や子育て世帯などを始め、かなり多くの方がその対象となっている点も大きな特徴であります。

その上で具体的な制度の概要を説明いたしますと、まず初めに冒頭申し上げたように自治体が供給目標等を策定し、一定の面積や耐震基準を満たした住宅の大家等が都道府県、政令市、中核市に住宅の情報を登録し、その情報を都道府県が後ほど述べる居住支援協議会に提供します。

そしてこの登録住宅については、バリアフリーや耐震改修、間取り変更に対する補助金の対象となり、国の補助金のみを利用する場合は3分の1の補助、自治体が制度を設ければ国3分の1、自治体3分の1の補助が可能で、所有者は工事費用の3割の自己負担でその改修を行うことが可能になります。

また、入居者に対しては、家賃低廉化にかかる補助を設けることができ、国は月額2万円を上限に2分の1、自治体2分の1の割合で家賃補助を行うことができます。

具体的には例えば、家賃8万円の住宅の2万円を国、2万円を自治体が負担し、残り4万円を入居者が払うということになります。

この家賃低廉化の対象となるためには、入居者に収入要件があり、月収15万8000円以下の世帯という条件が付きますが、これはいわゆる公営住宅の家賃基準と同様のものを指しますので、大まかにいえば、単身世帯の年収では300万円、4人世帯では年収4

50万円程度の方が対象となります。

そしてこうした住宅と入居希望者のマッチングを行うのが地方公共団体、居住支援団体、不動産関係団体等からなる居住支援協議会であります。

この居住支援協議会の役割は、住宅の情報発信、紹介、斡旋を行うだけでなく、都道府県の指定に基づき、家賃債務保証や高齢者等への見守り支援などを行うこともできます。

今回の法改正によって創設された新たな住宅セーフティーネット制度については、私は大きく2つの活用方法があると思います。

ひとつは文字通り社会的弱者に対するセーフティーネットとしての役割。こちらは家賃低廉化の補助金を活用し公営住宅なみの家賃での住居の提供や家賃滞納、孤独死等のリスクから住宅確保が困難な方に対する支援の意味を持たせることや見守り支援などによって命を守る取り組みなど、まさに公営住宅が果たすべき役割を補完、代替する機能であると思います。また、家賃債務保証や代理納付が原則認められることから貸主側にとっての滞納リスクから入居を敬遠する事態を大幅に減少されることも期待できると思います。

もう一つはU・I・Jターンも含めた定住促進と地域の活性化であります。

今回の制度では、繰り返し述べているように県や市町村が地域の住宅事情に応じ、供給促進計画を策定することになっており、その対象は自治体が定めることができます。

つまり、例えば、先ほど述べた住宅確保要配慮者の対象である子育て世帯、新婚世帯を家賃低廉化補助金と合わせ呼び込むきっかけとすることも出来ますし、例えば、同年代に開発された住宅地の中で戸建ての空き家が多くある地域を活性化するために新たな人を呼び込むきっかけを作ることできます。

一般的にアパートなどの住宅は築10年を過ぎると古い物件の部類に入り始め、入居率が低下し始めると言われています。リフォームやリノベーションを行えば入居者は再び増えるといわれますが、その費用がネックで改修に踏み切れない所有者も多いと思います。また、一戸建ての賃貸住宅もペットが飼えることや間取りが広いことなどの需要はあってもアパートと同様の悩みや家賃の高さから敬遠されるという悪循環に陥っていることもあると思います。

以上のことから、私は今回の制度は、入居者と自治体にとってはセーフティーネットや生活支援の観点と定住促進の観点からの施策を補完するものであり、空き家・空き部屋の所有者にとってもその活用が図られ、地域の活性化にも寄与することなどから大いに活用、周知されるべきであると思います。

そこで伺います。

今回の法改正による制度は、高齢世帯の住居の確保や見守り、子どもの貧困も含めたひとり親支援、定住促進など県の施策の方向性とも合致しており、県としてもこの制度を積極的に活用していくべきと考えますが県の見解を伺います。

また、市町村や大家、管理事業者等への周知、支援を含めて今後どのように対応していくのかを合わせて伺います。

## 質問骨子（多忙化解消プラン）

次に多忙化解消プランについて伺います。

多忙化解消プランについては、各党代表質問で取り上げられておりますので、私からは極力重複を避けながら、多忙化解消の取り組み、とりわけ部活動の在り方について質問をしていきたいと思っております。

本年3月、県教育委員会では「教員の多忙化解消プラン」を策定しました。

これは教育関係者や有識者、PTAなどの代表からなるプロジェクトチームを昨年6月に立ち上げ、全7回にわたる検討会での活発かつ多角的な議論をまとめた提言に基づき策定されたものであります。

このプランには、それぞれの取り組みが短期的、中長期的な視点で整理し盛り込まれており、その内容については、取り組みの効果を点検しながら毎年見直しを図っていくこととされています。

本プラン策定の背景としては、国における働き方改革において、教員の長時間労働についても議論されている中で、1か月あたりの時間外労働が80時間超のいわゆる過労死ラインを超える教員が中学校で約40%、そのうち100時間を超えている教員が約21%に及ぶことから、「公立学校の果たしてきた役割・使命を維持しながら、いかにして一人ひとりの教員の働き方を見直していくかが大きな課題となっており、教員が疲弊することは、教育がおろそかになることにつながる」との危機感があることなどが挙げられます。

一方で教員の多忙化解消が言われて久しい中、今まで本格的な取り組みが進んでこなかった原因の一つに「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」及び関連政令、条例により、原則時間外勤務を命じることができないとされる一方で、教員の業務の特殊性にかんがみ、給料月額額の4%に相当する教職調整額が一律に支給されていることで、一定の対応が図られていると解されてきたこともあります。

しかし当時の週あたりの平均超過勤務は1時間48分、月にして約8時間であり、制定当時と現在ではその差は実に10倍以上と大きくかい離していることから、多忙化解消と合わせ実態に合わせた調整額の見直しと制度の在り方への再検討も求められるところであります。

さて、本プランでは多忙化解消のに向けた具体的な取り組みとして平成30年までに在校時間が月80時間を超過している教員の割合を現在の半減以下とし、平成31年にはその割合をゼロにするとの高い目標が提示され、その実効性を担保するため在校時間管理の適正化など4つの柱に基づき取り組みを行うこととされています。

この取り組みにおいては項目ごと詳細に具体例が記載され、例えば在校時間の管理については、在校時間が長時間化している教員について、そうせざるを得ない個別の理由及び管理職による個別の具体的な指導内容を確認するとともに、実態の確認にあたっては、学校の実情に応じて教員のパソコンの使用履歴や学校の開錠、施錠時間の記録などを確認し、在校時間記録との照合を行うなど、徹底した取り組みによって多忙化を解消していくとの強い思いが感じられる内容となっています。

こうした在校時間の管理や業務改善と並び柱の一つに据えられたのが部活動の在り方です。

本プランにおける部活動の項目においては、教員の多忙化解消と生徒の健康、安全の観点と学校教育活動としての部活動の在り方について記載がされています。

前者については、中学校で平日に1日と土日いずれか1日を必須とした、週2日以上休養日を設けることなどが定められており、後者については、スポーツ・文化活動の指導

に当たることができる地域の人材や部活動の指導経験のある再任用教員の活用を進めることとされ、外部指導者の活用にあたっては、国が制度化を検討している「単独で引率できる専門の部活動指導員」など現行制度の見直しや新たな配置の検討を進めるとされています。

確かに中学校教員の部活の従事率は91.3%であり、部活動に多くの時間が割かれていることから、多忙化の要因の一つが部活動ということも事実ですが、部活動指導については、やりがいを感じ、子どもたちと一緒に汗を流し、授業以外の場面で輝く子どもたちと向き合うことに大きな価値を見出す教員が多くいるのも事実であります。

一方で教員自身が経験したことのない分野や競技種目の顧問となった場合には、部活動のための知識や技能の習得が必要となり、そのことが大きな負担やストレスとなっている教員もいると言われています。こうした部活動指導を負担に感じる教員への支援はもとより、部活動を積極的に行いたい教員に対しても、過度な負担とならないように支援や配慮を制度として整備する中で、教員のやる気の維持と多忙化解消の両立を目指す施策を進めなければなりません。

また、未経験者の教員における負担やストレスへの支援も重要ですが、特に問題なのは未経験者による顧問就任によって事故やケガが発生することを予防するための安全面の取り組みであります。

県内でもこうした安全面や負担軽減の観点から外部講師の活用や地域クラブ活動へ移行する例も増えています。

こうした社会体育化は教員の負担軽減や専門性の点からも有効ですが、一方で県内のある中学校では、10年以上前に地域の指導者や卒業生などを活用したクラブを立ち上げ、活動を行ってききましたが、昨年度末でそのクラブは解散することとなりました。

その理由としては、指導者の専門性が高いが故に学校で先生が教えることと放課後のクラブ指導者が教えることの指導内容、方法に食い違いが生じ生徒が戸惑うことや、まさに学校教育活動として教員が部活を通して生徒と関わることの重要性が改めて認識されたことなどと言われています。

部活動の果たす役割については誰も異論はありませんが、その在り方については、保護者を含め考え方にも幅があることから、多くの異なる見方や要望があり、また生徒の進路にも関わることであり、大変難しい問題であります。

その中で県は平成30年度の早期に部活動指導ガイドラインを作成することを目標としています。

大変困難な課題ではありますが、問題に向き合い、丁寧にそして確実に歩みを進めていかなければなりません。

そのため本プランが実行できるかは説得力を持った明確な考え方、方針が示され、それぞれの当事者から一定の理解が得られるかどうかにあるといっても過言ではないのではないかと思います。

そこで伺います。

県教委は学校教育における部活動の位置づけや今後の在り方についてどのように考えているか見解を伺います。

また、今後の部活動指導ガイドライン策定に向けたスケジュールとどういった内容を盛り込むべきと考えているか伺います。

## 質問原稿（小学校英語）

次に小学校への英語教育の導入について伺います。

平成29年3月に告示された次期学習指導要領において小学校における英語教育の開始年齢の引き下げと英語活動の教科化が定められました。

具体的には、歌やゲームで英語に親しむ「外国語活動」を現行の5、6年生から3、4年生に引き下げ、5、6年生は教科書を使い、成績評価も行う正式な教科とし、移行期間を経た平成32年度から全面実施されることとなっています。

これに伴い、小学校3、4年生では、年間35時間の外国語活動の時間が新たに設けられ、小学校5、6年生には、これまでの年間35時間の外国語活動の倍となる、年間70時間の英語の授業が新設されることとなります。

このうち、小学校3、4年生にも外国語活動を導入する英語教育の開始年齢の引き下げについては、今後のグローバル化社会に対応し、小学生の柔軟な適応力を活かし、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うためにも、重要な取り組みであると思います。

一方で、小学校中学年、高学年でそれぞれ35時間増となる授業日数を確保した上で、どのような時間割とするかは各学校に任されていることから、現場からはその対応に苦慮する声が多く聞かれます。

文部科学省は5月26日に「学習指導要領の改訂に伴う移行措置案」を公表し、総合的な学習の時間を2年間の移行期間に限り、年15時間を上限に英語に振り分けることを認めることを決めましたが、総合的な学習の時間を削ることへの影響を懸念する声や移行期間終了後にはいずれにしても全体の授業時間数を抜本的に見直す必要に迫られることから、次期学習指導要領の実施を見込み、今からその対応が求められるといった声も聞かれます。

今後は各学校において、朝の学習の帯時間を活用した1回15分の授業を3回行うことや土曜日や夏休みなどの活用、授業時間の増などが検討されることと思われませんが、是非県教委としても各学校に任せるだけでなく、適切な時間割編成への支援に取り組んでいただきたいと思います。

また、こうした授業時間数の確保と合わせ、現場の先生方から聞かれる声としては、授業時間数の増加に伴う負担、いわゆる多忙化への懸念と、教科としての英語を教えることによるより専門性の高い英語指導に対する不安と指導力育成への支援であります。

県としても教員の指導力育成のための研修等の取り組みを行っているところではありますが、今回の小学校英語教育拡大の基本的な目的に「聞くこと」「話すこと」を中心としたコミュニケーション力の向上が掲げられていることから、早い段階からネイティブの発音に触れる重要性とそのためALTの活用の必要性があると思われま。

現在、ALTについては県内すべての市町村で配置をされておりますが、市町村の財政事情や方針により、その活用頻度や時間について隔たりがあるのが実情であります。

今回の英語教育の拡大については、学習指導要領という国の方針で行うものでありますので、全国等しくその目的を達成するための環境整備が図られなくてはならないことから、一定水準の水準を確保するために必要とされるALTの活用枠については国の財源負担によって措置されることも検討されるべきであると思います。

また、教科化によるより専門性の高い指導に対応するためには、英語の専科教員の育成、加配も検討されるべきであると思います。

三重県教育委員会では、小学校英語教育への対応を強化し、増加が見込まれる小学校での英語カリキュラムへの対応や将来的に専科教員として活躍が期待できる人材の獲得を目指すため、小学校英語教員の採用に特別枠を設け、新たな試験区分の創設と加点措置の見直しを行っています。

そこで伺います。

小学校の英語活動及び教科としての英語の導入に対し、英語の専科教員の加配や市町村のALTの増員が検討されるべきと考えますが教育長の見解を伺います。

また、教科としての英語について不安を感じる教員に対し、県教委としてどのような支援を行っていくのか伺いまして壇上からの質問を終わります。

## 平成29年6月定例県議会 一般質問（小山たすく議員）答弁要旨

（質問要旨）

### 1 民間住宅を活用した公営住宅について

「住宅セーフティネット法」の改正を受けた、今後における県の取組について伺うとともに、あわせて、市町村や大家等への周知、支援についてどう取り組むか伺う。

（建築局長答弁要旨）

「住宅セーフティネット法」改正を受けた、県の取組と、市町村や賃貸人などへの周知、支援についてお答えします。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティネット法」は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対して、賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に、平成19年に制定されました。

これを受けて、本県においては、現在、「愛知県あんしん賃貸支援事業」を実施し、住宅確保要配慮者の住まいの確保に取り組んでいるところでございます。

具体的には、住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録するとともに、契約時の手伝いや生活支援等のサポートを行う居住支援団体や、仲介事業者を登録して、その情報をインターネットで公開するほか、県内8箇所相談窓口を設けて、住宅のあっせん等を行っております。

そうした中、住宅確保要配慮者の今後更なる増加が見込まれること、また、一方で、民間の空き家・空き室が増加傾向にあることを背景に、空き家等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に、住宅セーフティネット法の一部改正が行われたところであります。

この中では、一定の基準に適合する住宅を住宅確保要配慮者向け住宅として登録する制度や、都道府県等による登録住宅の賃貸人に対する指導監督、居住支援法人の指定など、新たな制度が創設されています。

現時点では、これら制度の詳細は明らかになっていませんが、7月には全国で国による説明会が開催され、また、パブリックコメントを経て省令・基本方針も示されると聞いております。

県といたしましては、しっかり情報収集を行いながら、登録体制の整備など新たな制度の円滑な導入に取り組み、住宅確保要配慮者の入居の更なる円滑化に資するよう取組を進めてまいります。

また、新たな制度においては、住宅確保要配慮者の住まいの確保はもとより、子育て世帯への支援や、増加する空き家対策など、市町村が抱える課題への対応も可能となってまいります。さらには、空き家・空き室を所有、管理される方々が、その有効活用を図ることにも繋がってまいります。

こうしたことを踏まえ、県といたしましては、市町村や空き家・空き室を所有、管理される方々に対しまして、しっかりと情報提供を行い、連携を図りながら、新たな制度を活用して、住宅セーフティネットの更なる充実に取り組んでまいります。

(質問要旨)

## 2 教員の多忙化解消プランと小学校英語教育の導入について

### (1) 教員の多忙化解消プランについて

ア 学校教育における部活動の位置付けや今後の在り方について、どのように考えているのか伺う。

(教育長答弁要旨)

まず、学校教育における部活動の位置付けや今後の在り方についてお答えいたします。

児童生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学習指導要領において、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵(かん)養等に資するものであり、学校教育の一環であると位置付けられています。

また、部活動は、教員と児童生徒が学業とは異なる活動を通して触れ合い、児童生徒の生きる力の育成や、心身の成長と豊かな学校生活の実現につながるなど、重要な役割を果たしているものと考えております。

部活動の今後の在り方につきましては、医・科学的な知見や効率的な練習方法を取り入れた指導を広く普及させるとともに、外部指導者の活用や地域で支える体制を整えるなどの工夫により、教員や児童生徒にとって過度な負担とならない持続可能な教育活動としていくことが重要と考えております。

(質問要旨)

イ 愛知県の部活動指導ガイドラインの策定について、どのような手順で、どのような内容を盛り込んでいこうと考えているのか伺う。

(教育長答弁要旨)

次に、部活動指導ガイドラインの策定についてでございます。

現在、スポーツ庁では、平成29年度末の公表を目途に、スポーツ医・科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の検討が進められています。

県教育委員会といたしましては、国のガイドラインの検討状況を踏まえつつ、平成30年度のできるだけ早い時期に、教員の多忙化解消プランに基づく取組の一つとして、文化部も含めた「部活動指導ガイドライン(仮称)」を策定してまいります。

今後、各学校や市町村教育委員会に対しまして、部活動への参加状況や朝練習の活動状況など、部活動指導に関する実態調査を行った上で、教育委員会事務局のワーキンググループにおいて検討作業を進め、今年度内に中間とりまとめを行う予定といたしております。



このガイドラインにおいては、学校や部活動の実態及び地域の実情に応じた指導体制や、小・中・高の学校種別ごとの指導の重点目標や留意点、適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用方法、熱中症やスポーツ障害などの防止策等について示してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、こうした取組を通して、部活動が、教員や児童生徒の負担にも十分配慮し、より効果的で有意義な教育活動となるよう努めてまいります。

(質問要旨)

(2) 小学校英語教育の導入について

ア 小学校の外国語活動及び教科としての外国語の導入により、教員の負担増が予想されるが、県教育委員会は、英語の専科教員の加配や市町村のA L Tの増員についてどのような対応を行うのか伺う。

(教育長答弁要旨)

続きまして、小学校英語教育導入についてのお尋ねのうち、まず、英語の専科教員の加配やA L Tの増員への対応についてお答えをいたします。

グローバル化が進展する中で、子どもたちに、国際共通語である英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせ、世界で活躍できる人材を育むことは極めて重要であると考えております。

しかしながら、学校現場では、議員御指摘のとおり、英語を指導することへの教員の不安や、授業時間数が増加することへの対応が課題となっていることは承知いたしております。

このため、本県では、国の加配定数を活用し、地域の英語教育のリーダーとなる専科教員の配置を進めており、平成29年度は、前年度の4市から10市に拡大して配置をしております。この専科教員は、研修会の講師やカリキュラムの開発をするなど、有効に活用されておりますので、国に対しまして引き続き加配定数の拡充について、要請してまいりたいと考えております。

また、外国語指導助手、いわゆるA L Tにつきましては、授業のアイデアを提供したり、ネイティブの発音を児童に触れさせたりするなど、英語の指導に慣れない小学校教員を補助する、心強い存在であると認識しております。A L Tの配置に要する経費については、市町村に地方財政措置がなされておりますので、国に対して、その拡充を要望することにより、A L Tの増員が図られるよう、市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

(質問要旨)

イ 教科としての外国語の導入について、不安を持っている教員は多いが、県教育委員会としてどのような対応を行うのか伺う。

(教育長答弁要旨)

最後に、教科としての外国語導入への対応についてお答えいたします。

小学校における英語教育においては、担当する教員が自信をもって子どもと向き合えるように、一人一人の英語の指導力を向上させることが大切です。

そこで、県教育委員会では、小学校3、4年生における外国語活動及び小学校5、6年生における教科としての外国語科の導入を見据え、平成27年度から5年計画で、「英語指導力向上研修」を実施し、県内各小学校の英語教育の中核となる教員の養成に取り組んでおります。

この研修を受講した中核教員が、それぞれの小学校の校内研修において、英語による授業の進め方や英語の絵本や歌の効果的な活用方法など、研修で学んだことを還元することで、全ての小学校教員の英語指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、県総合教育センターにおいて、本年7月から、インターネットで受講できる「小学校英語の基礎講座」を開設し、希望する教員全員が受講できるようにしてまいります。

さらに、学識経験者やP T A関係者、市町村教育長等で構成する愛知県義務教育問題研究協議会では、昨年度より2年間かけて、小学校における外国語活動及び外国語科の授業の在り方について研究に取り組んでおり、今年度中には、各小学校の校内研修で活用できる英語の授業の実践事例集を作成し、県内の全ての小学校に配付してまいります。

今後、これらの取組を通して、小学校教員の英語指導力の向上と不安の解消に努めてまいりたいと考えております。